

杉並区環境清掃審議会における会議傍聴の取扱いについて（案）

令和 年 月 日
審 議 会 決 定

杉並区環境清掃審議会条例施行規則（平成 16 年規則第 54 号）第 7 条の規定に基づき、杉並区環境清掃審議会（以下「審議会」という。）の会議傍聴に関する取扱いに関し、次のとおり定める。

第 1 会議の傍聴

杉並区環境清掃審議会条例（平成 16 年杉並区条例第 18 号。以下「条例」という。）第 5 条第 4 項の規定により、審議会の会議が公開のときは、傍聴を受け付ける。ただし、審議会が非公開と決定したときは、この限りではない。

第 2 傍聴の手続

- (1) 傍聴の受付は、審議会の当日、受付時間内で先着順とする。
- (2) 審議会を傍聴しようとする者は、杉並区環境清掃審議会傍聴申込書（第 1 号様式）に所要事項を記入し、申し出て、傍聴証（第 2 号様式）の交付を受け、これを着用するものとする。
- (3) 傍聴証の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員に傍聴証を提示し、予め用意された傍聴席に着かなければならない。
- (3) 傍聴人は、傍聴を終え、退出するときは、傍聴証を係員に返還しなければならない。

第 3 傍聴することができない者

次のいずれかに該当する者は、審議会を傍聴することができない。

- ア 危険物のほか、他の者に危害を及ぼすもの、迷惑となるもの又はそのおそれがあるものを所持している者
- イ 酒気を帯びていると認められる者
- ウ 係員に傍聴証の提示ができない者
- エ その他会長が傍聴を不相当と認める者

第 4 傍聴の定員

傍聴の定員は、傍聴人用の席数とする。ただし、会長が傍聴可能と認めるときは、この限りではない。

第 5 傍聴人の順守事項

傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を順守して傍聴するものとする。

- ア 私語や雑談をしないこと。また、拍手やその他騒ぎ立てる等の方法により、審議の妨げとなる行為は行わないこと。

- イ みだりに傍聴席を離れたり、飲食や（体調管理のための水分補給を除く。）喫煙をしないこと。
- ウ 携帯電話は電源を切るかマナーモードとし、着信音等を発生させないこと。また、通話をしないこと。
- エ その他、審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

第6 録音、撮影の禁止

傍聴人による録音・撮影は認めない。ただし、録音・撮影が必要と審議会が許可した場合は、この限りではない。

第7 会長等による指示

- (1) 会長は、会場のほか、区が管理する施設内において公の秩序を維持し、また、円滑な議事進行を図るため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は係員に指示させることができる。
- (2) 傍聴人は、すべて会長又は係員の指示に従わなければならない。

第8 傍聴人への退出指示等

- (1) 会長は、傍聴人が第5及び第6に定める事項に違反したとき、又は明確に違反するおそれがあると認めるときは、これを制止し、その指示に従わないときは、その傍聴人に退出を命じることができる。
- (2) 傍聴人は、会長から退出を命じられたときは、速やかに退出しなければならない。
- (3) 傍聴人は、審議会の決定により審議会が非公開となったときは、会長の指示に従い、直ちに審議会会場から退出しなければならない。

第9 その他

審議会の傍聴に関して、この取扱いに定めのない事項があった場合は、その都度、会長が審議会に諮り、決定する。

附 則

この取扱いは、令和6年11月1日から施行する。

(第1号様式(第2の(2)関係))

傍聴申込書

年 月 日

杉並区環境清掃審議会会長 様

私は、本日開催される杉並区環境清掃審議会の傍聴を申し込みします。

氏名	
住所	

(第2号様式(第2の(2)関係))

No. _____

杉並区環境清掃審議会

傍聴証